



27 年度 市奨学金申請の 受け付けを開始

市の奨学金制度は、経済的理由により修学が困難な人に修学の機会を確保し、有能な人材を育成するため、その費用の一部を「入学準備金」や「修学資金」として無利息で貸し出す制度です。27 年度の受け付けを行いますので、希望する人は期限までに申請してください。

■問い合わせ＝市教育委員会事務局教育総務課（江刺総合支所・内線 412）

【入学準備金】

- 内容 入学準備に必要な費用の一部を貸し出す
- 貸与対象 27 年 4 月の学校入学者の保護者（親権者、後見人など）
- 応募資格 26 年 10 月 1 日以前から市内に居住し、市税の滞納が無いなどの要件を満たしていること
- ※一定の要件を満たした連帯保証人（家族以外）が必要
- 貸与予定人数・貸与額

学校区分		金額（上限）	貸与人数
高等学校 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校など	国公立	50,000 円	一次募集 ① 30 人以内
	私立	100,000 円	
高等専門学校 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校の専門課程		100,000 円	二次募集 ② 10 人以内
短期大学、大学または大学院		250,000 円	

- 返還方法 27 年 10 月から返還開始。高等学校は 30 年 3 月まで、高等専門学校および大学は 31 年 3 月までの間に年賦または月賦で返還
- 申請受付期限 ① 1 月 30 日 ② 4 月 24 日 ③ ④
- ※入学校確定前でも申請可
- 結果の通知 選考による可否を、①は 3 月上旬、②は 6 月上旬に申請者全員に文書で通知

◎共通事項◎

【申し込み方法】

申請書に、収入を証明する書類などの必要書類を添えて、申請先へ持参または郵送（申請受付期限日の消印有効）

【申請先】

市教育委員会事務局教育総務課総務係（〒 023-1192 ※住所記載不要）、市教育委員会事務局各支所

【修学資金】

- 内容 修学に要する費用の一部を正規の修学期間において貸し出す
- 貸与対象 学生本人
- 応募資格 学校長から優秀であると認められた学生で、その保護者が 26 年 10 月 1 日以前から市内に居住し、市税の滞納が無いなどの要件を満たしていること
- ※一定の要件を満たした連帯保証人（保護者および家族以外）が必要
- 貸与予定人数・貸与額

学校区分	貸与月額（上限）	貸与人数
高等学校 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校など	10,000 円	40 人以内
高等専門学校 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校の専門課程	20,000 円	
短期大学、大学または大学院	40,000 円	

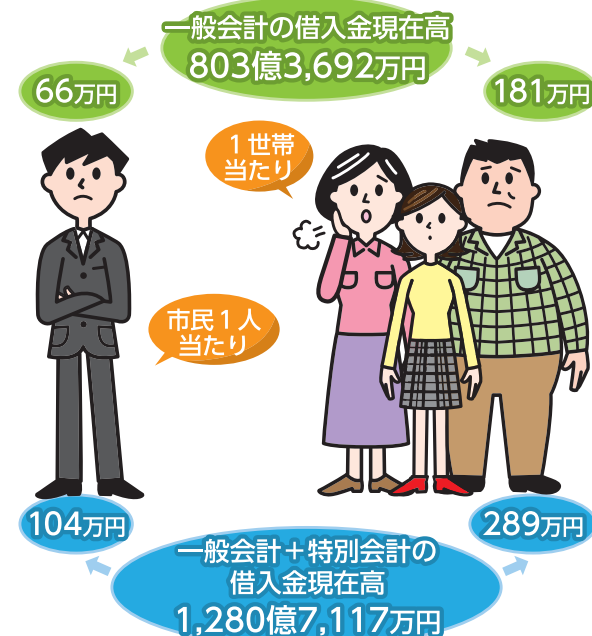
- 返還方法 正規の修学期間が満了する日の 6 カ月後から返還開始。10 年以内に年賦または月賦で返還
- 申請受付期限 4 月 24 日 ③ ④
- 結果の通知 選考による可否を 6 月上旬に申請者全員に文書で通知

市の奨学金貸与制度のほかにも、学生を援助する制度があります。在学する学校にご相談ください。応募資格や必要書類など、詳しくは市教育委員会で配布している申請案内でご確認を。市ホームページにも掲載していますよ。

市教育委員会 教育総務課
総務係 折笠 由美 主任



図 1 借入金の負担状況



※人口・世帯数は、9 月 30 日現在の住民基本台帳に基づく

借入金と市有財産の状況

9 月 30 日現在の借入金現在高は、一般会計が 803 億 3 億 692 万 2,024 円。これを市民 1 人当たり（1 世帯当たり）に換算すると 66 万円（1 世帯当たり 181 万円）となります。特別会計分も含めた借入金現在高は 1,280 億 7 億 1 億 17 万 2,024 円（1 世帯当たり 1,044 万円）となります（図 1）。長い期間使用する公共施設の整備などの財源となる借入金。返済を長期間に分割することで、世代間の負担を公平にし、財政負担の年度間調整を行っています。市有財産の状況は、次のとおりです（図 2）。

予算執行状況

9 月 30 日現在の一般会計と特別会計の予算執行状況は下表のとおりです。一般会計では、収入済額が支出済額を上回っています。一部の特別会計では、支出済額が収入済額を上回っていますが、一般会計の収入余剰額で賄うことができます。一時借入金はありません。

図 2 市有財産の状況



表 26 年度予算の執行状況

（単位：万円、％）

区 分	当初予算額	9 月 30 日現在予算額	収入済額	収入率	支出済額	支出率	市債現在高
一般会計（①）	528 億 4,790	598 億 5,277	270 億 7,263	45.2	206 億 0,989	34.4	803 億 3,692
特 別 会 計（②）	332 億 8,456	341 億 5,380	109 億 7,792	32.1	130 億 6,760	38.3	477 億 3,425
合 計（①+②）	861 億 3,246	940 億 0,657	380 億 5,055	40.5	336 億 7,749	35.8	1,280 億 7,117
国 保 事業勘定	136 億 9,619	143 億 0,474	56 億 2,994	39.4	53 億 8,854	37.7	—
直営診療施設勘定	9 億 2,431	9 億 5,927	1 億 6,184	16.9	3 億 8,116	39.7	11 億 3,825
後期高齢者医療	10 億 7,756	10 億 7,756	3 億 6,711	34.1	2 億 6,284	24.4	—
介護 保険事業勘定	104 億 8,926	105 億 1,796	40 億 3,038	38.3	42 億 9,490	40.8	—
介護サービス事業勘定	1 億 6,789	1 億 8,694	3,292	17.6	7,500	40.1	5 億 4,166
簡易水道事業	14 億 4,785	15 億 2,075	3 億 0,539	20.1	4 億 7,276	31.1	72 億 3,824
下水道事業	35 億 3,360	35 億 6,915	3 億 0,535	8.6	13 億 9,965	39.2	239 億 7,280
農業集落排水事業	14 億 8,547	15 億 0,244	7,351	4.9	6 億 3,394	42.2	136 億 7,696
浄化槽事業	3 億 5,036	3 億 5,036	6,198	17.7	1 億 2,195	34.8	11 億 6,448
バス事業	1 億 0,070	1 億 5,326	948	6.2	3,595	23.5	186
米里財産区	1,137	1,137	2	0.2	91	8.0	—
計（②）	332 億 8,456	341 億 5,380	109 億 7,792	32.1	130 億 6,760	38.3	477 億 3,425
合 計（①+②）	861 億 3,246	940 億 0,657	380 億 5,055	40.5	336 億 7,749	35.8	1,280 億 7,117